

厚生労働省の最低賃金の特設サイトから参照しています。  
社労士試験にも出題される内容なので、目を通しておく必要があります。

### ●最低賃金とは？

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

最低賃金額より低い賃金で契約した場合はどうなるの？

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

使用者が最低賃金を支払っていない場合にはどうなるの？

使用者が労働者に最低賃金未満の賃金しか支払っていない場合には、使用者は労働者に対してその差額を支払わなくてはなりません。

地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰則（**50万円以下の罰金**）が定められています。

なお、特定（産業別）最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、労働基準法に罰則（**30万円以下の罰金**）が定められています。

### ●最低賃金の種類は？

最低賃金には、各都道府県に1つずつ定められた「**地域別最低賃金**」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「**特定（産業別）最低賃金**」の2種類があります。

「特定（産業別）最低賃金」は「地域別最低賃金」よりも高い金額水準で定められています。

※ 地域別と特定（産業別）の両方の最低賃金が同時に適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

「地域別最低賃金」って何？

「地域別最低賃金」とは、産業や職種にかかわらず、各都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金です。

各都道府県に1つずつ、全部で47件の最低賃金が定められています。

「特定（産業別）最低賃金」って何？

「特定（産業別）最低賃金」は、特定の産業について設定されている最低賃金です。関係労使が基幹的労働者を対象として、「地域別最低賃金」よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されており、全国で233件の最低賃金が定められています（平成29年4月1日現在）。

## ●適用される対象者は？

地域別最低賃金は、パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、セーフティネットとして各都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

一方、特定（産業別）最低賃金は、特定の産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されます（18歳未満又は65歳以上の方、雇入れ後一定期間未満の技能習得中の方、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方などには適用されません。）。

「特定（産業別）最低賃金」が適用されない労働者

- ・18歳未満又は65歳以上の方
- ・雇入れ後一定期間未満の技能習得中の方
- ・その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方

※特定（産業別）最低賃金ごとに異なります。

## 最低賃金額を下回る賃金で雇ってもいい場合はあるの？

地域別最低賃金は、セーフティネットとしてパートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、各都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されますので、原則として最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。

なお、一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあるため、次の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件に個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

1. 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
2. 試の使用期間中の方
3. 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
4. 軽易な業務に従事する方
5. 断続的労働に従事する方

## 最低賃金の減額の特例許可を受けたい場合には、どこに申請すればいいの？

最低賃金の減額の特例許可を受けたい場合、使用者は最低賃金の減額の特例許可申請書（所定様式）2通を作成し、所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出する必要があります。

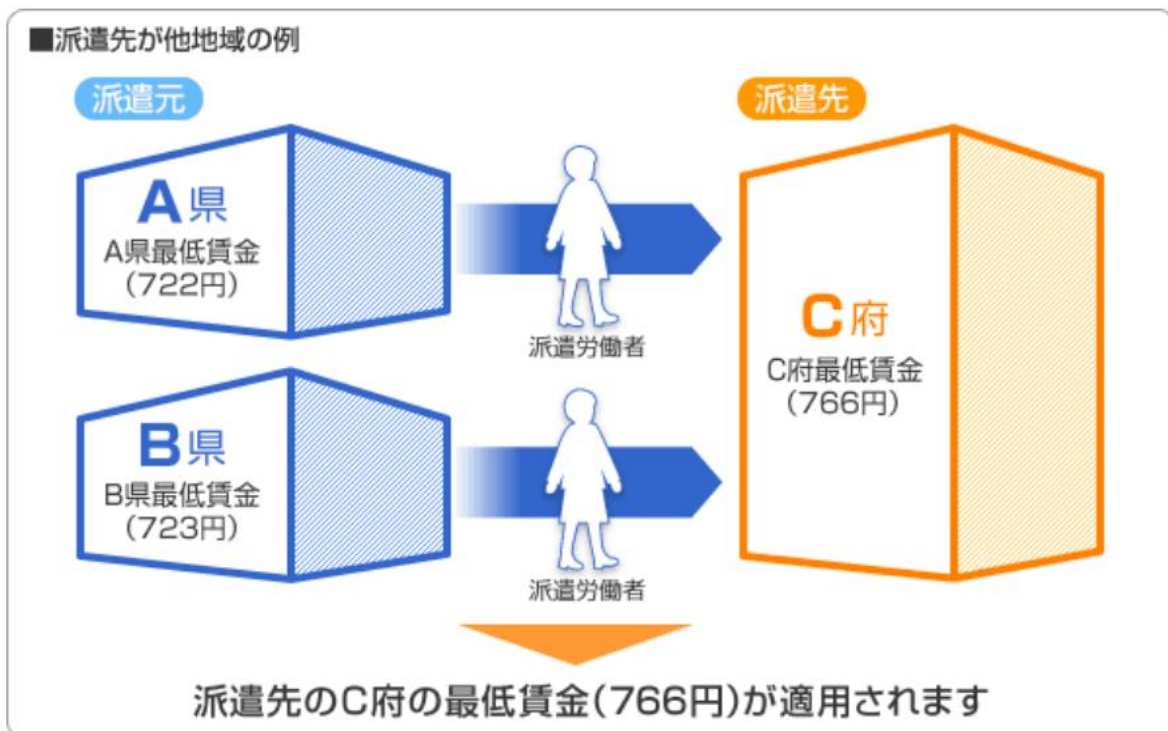
**●派遣労働者の最低賃金は？**

派遣労働者には、派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の最低賃金が適用されるので、派遣会社の使用者と派遣される労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

A県在住の私は、B県の派遣会社からC府にあるオフィスに派遣されて働いていますが、適用される最低賃金はどのようになるの？

派遣先の事業場の所在地であるC府の最低賃金が適用されます。

派遣会社の使用者は、派遣労働者に対し、派遣先の事業場に適用される最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。したがって、派遣会社は、労働者を派遣している派遣先の事業場に適用される最低賃金額を把握しておく必要があります。

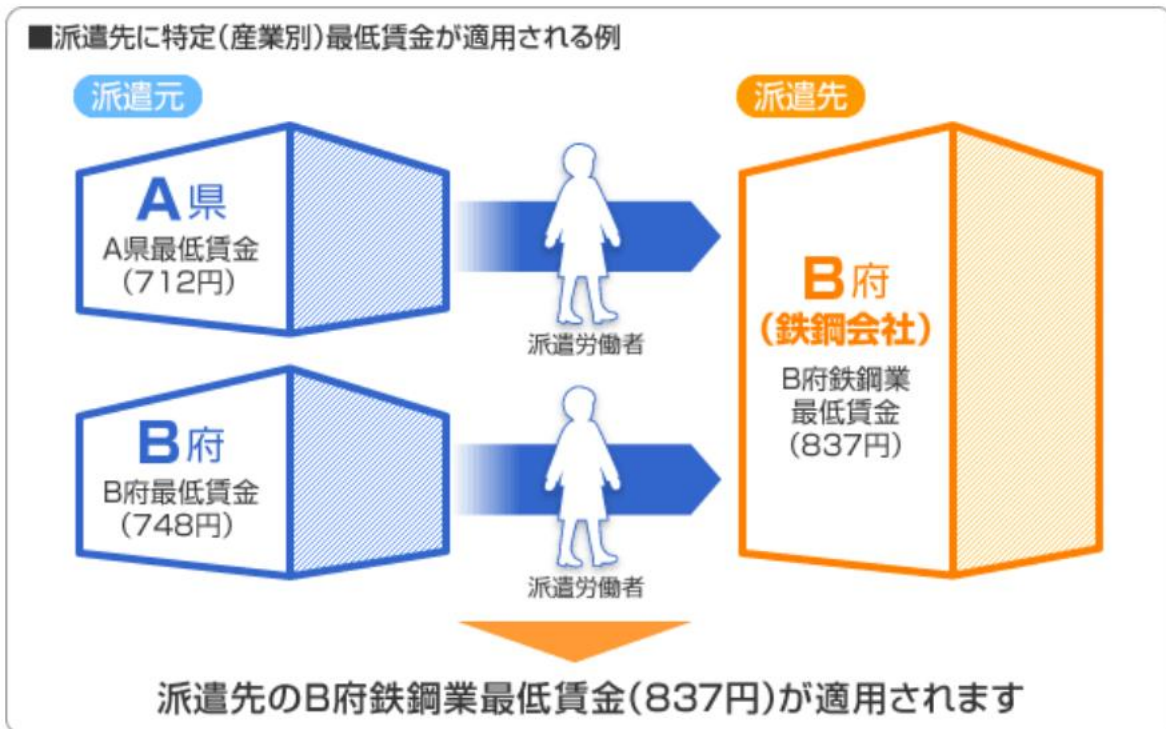


私はA県の派遣会社からB府の会社に派遣されて働いています。その会社の業種はB府の「特定（産業別）最低賃金」にあてはまるみたいだけど……。

派遣労働者には、派遣先の事業場の最低賃金が適用されます。この場合、派遣先の事業場の所在地であるB府の最低賃金が適用されます。派遣先の事業場に特定（産業別）最低賃金が適用される場合は、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。

【「特定（産業別）最低賃金」が適用されない労働者】

- ・18歳未満又は65歳以上の方
- ・雇入れ後一定期間未満の技能習得中の方
- ・その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方



## ●対象となる賃金は？

労働者に支払われる賃金のうち、最低賃金の対象となるのは毎月支払われる基本的な賃金です。

残業代やボーナスは含まれませんので、注意が必要です。

手当が多い月と少ない月では受け取る金額が異なる賃金。どこまでが最低賃金の計算の範囲？

最低賃金の対象となるのは毎月支払われる基本的な賃金なので、最低賃金を計算する場合には、実際に支払われる賃金から以下の賃金を除外したものが対象となります。

【最低賃金の対象とならない賃金】

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- (4) 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

最低賃金の決め方は？

最低賃金は、最低賃金審議会（公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成）において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら審議を行い決定しています。

地域別最低賃金はどのようにして決められているの？

地域別最低賃金は、全国的な整合性を図るため、毎年、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対し、金額改定のための引上げ額の目安が提示され、地方最低賃金審議会では、その目安を参考にしながら地域の実情に応じた地域別最低賃金額の改正のための審議を行っています。

地域別最低賃金の決定基準は？

地域別最低賃金は、(1)労働者の生計費、(2)労働者の賃金、(3)通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、「労働者の生計費」を考慮するに当たっては、労働者が健康的で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされています。

特定（産業別）最低賃金はどのようにして決められているの？

特定（産業別）最低賃金は、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会が必要と認めた場合、最低賃金審議会の調査審議を経て決定されます。

●最低賃金の周知義務は？

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金並びに効力発生年月日を常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する必要があります。